

弁 明 書

第1 経緯

1 審査請求に係る処分

(1) 公文書開示請求書の提出

審査請求人は、栃木県知事（以下「知事」という。）に対し、令和6（2024）年1月31日付けで栃木県情報公開条例（以下「情報公開条例」という。）第6条第1項に基づく公文書開示請求（以下「本件開示請求」という。）を行った。

(2) 本件開示請求の概要（公文書の名称その他公文書を特定するために必要な事項）

令和5年9月24日から令和6年1月17日までに、栃木しっぽの会へ行った指導・観察・是正の内容、令和2年度から令和5年度までに栃木しっぽの会へ譲渡した全ての犬の個体情報、令和5年8月7日の栃木県ドッグセンターにおける視察対応記録、令和3年3月15日に栃木しっぽの会について問題提起した際の記録、栃木しっぽの会もしくは林由季代表が収容動物の引き出しを始めた日（登録日）、譲渡登録団体の規約、及び栃木県収容動物譲渡実施要領の開示を求める。

(3) 本件開示請求に対する知事の処分

情報公開条例第11条第1項による公文書部分開示決定（以下「本件処分」という。）を行い、令和6（2024）年2月14日付け動愛セ第124号により審査請求人に通知した。

2 審査請求書の受理等

(1) 審査請求書の受理

審査請求人は、原処分を不服として、令和6（2024）年3月17日付けで知事に対し審査請求書を提出し、知事は令和6（2024）年3月25日付けでこれを受理（以下「本件審査請求」という。）した。

(2) 審査請求の趣旨及び理由

ア 審査請求の趣旨

復命書の「現地写真」「頭数」「犬の個体識別一覧」の開示を求める。／

イ 審査請求の理由

動物保護団体栃木しっぽの会の情報は、下記の理由から個人情報に当たらないと考察する。

- ・個人ではなく、団体として活動していた。
- ・活動に必要な資金として、クラウドファンディングなどで、多額の寄付を集めていた。
- ・当該団体の施設の写真などを開示しても、個人の権利利害を害することはない。

第2 知事の判断及びその理由等

1 判断

本件処分と同じ部分開示とする。

2 理由

栃木県情報公開条例第7条第2号は個人情報の非開示に係る規定であり、非開示情報に該当する個人情報とは、当該情報から特定の個人が識別できる情報のほか、当該情報単独では特定の個人を識別できないが他の公知の情報と照合することで特定の個人を識別できる情報、特定の個人を識別することはできないが、公開することによりなお当該個人の権利利益を害するおそれのあるものも非開示情報である旨規定されている。

本件処分で非開示とした情報のうち、審査請求人が開示を求める現地写真については、情報公開条例第7条第2号に規定する「個人に関する情報であつて、公開することにより、当該個人の権利利益を害するおそれがあるもの」に該当することから、非開示としたものである。

現地写真は、実施機関が犬の飼養状況の把握のために撮影したもので、個人の居住スペースや間取り等の情報が含まれるため、公開することにより、インターネット上で画像検索され、居住する個人が識別されることや、財産等が盗難被害に遭うことなども想定されるため、当該個人の権利利益を害するおそれがあるものに当たるものと考える。

また、本件処分で非開示とした情報のうち、審査請求人が開示を求める頭数については、情報公開条例第7条第2号に規定する「個人に関する情報であつて、公開することにより、当該個人の権利利益を害するおそれがあるもの」に該当することから、非開示としたものである。

頭数については、指導の度に犬が敷地内の飼育場所内で移動され、不確実なものであること、上記現地写真と頭数を公開することで、敷地内の犬の所在が特定され、犬が盗難被害に遭うことなども想定されることから、当該個人の権利利益を害するおそれがあるものに当たると考える。

また、本件処分で非開示とした情報のうち、審査請求人が開示を求める犬の個体識別一覧については、情報公開条例第7条第2号に規定する「個人に関する情報であつて、公開することにより、当該個人の権利利益を害するおそれがあるもの」に該当することから、非開示としたものである。

犬の個体識別一覧については、個人が所有するペットに関する情報も含まれるため、公開することで、プライバシーが侵害され、当該個人の権利利益を害するおそれがあるものに当たると考える。

以上のことから、現地写真、頭数及び犬の個体識別一覧を非開示情報とした本件処分は妥当なものであると判断する。